

番号	質問内容	質問日 (受信日)	回答内容
1	設計に当たり現地確認が必要となる可能性があるが、今後敷地に入っ ての調査が可能なのか。	2024/4/17	事前に笛吹市役所障害福祉課宛てにご連絡いただき、30分程度であ れば、現地見学は可能です。大がかりな測量等は、お控えくださ い。
2	設計業者、建築業者は法人任意の業者で良いのか。	2024/4/17	お見込みのとおりです。
3	近隣住民との対応は事業者側が行う趣旨の内容と思われるが、この事業 が開始予定であることの通知自体も住民には現時点で未報告なのか。	2024/4/17	事業者の公募に合わせて、令和6年3月に行政区の区会において事業 の開設予定、民間事業者の公募について説明を行いました。
4	開設当初から30名定員としての利用児童と支援職員の確保が必須なの か。（利用児童の確保以上に職員確保が大きな課題となる事が想定され る中、仮に人員基準に見合った職員が確保出来なかった場合はどうなる のか。開設当初は段階的な定員での開設といった緩和策はあるのか。）	2024/4/17	施設規模を考慮し、開設当初から定員に満たない場合も想定されま すが、事業者の中で、どのように事業の継続性、安定性を図って行 くかを提案してください。
5	当法人は株式会社であるが、役員名簿は社会福祉法人で求められる理事 長や評議員等を記載する内容となっている。どのような取り扱いで良い のか。	2024/4/17	役員名簿の役職については、貴法人の役員の肩書に合わせて変更し て差支えありません。